

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五三七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五三七
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五三七
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五三七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五三六
- 廃川敷地等が生じた件 五三六
- 一般競争入札を行う件 五三六
- 随意契約の相手を決定した件 五三四

告 示

福島県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十一月十日から同年十二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

Paix Paix 福島県いわき市平六丁目四番二ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

小学校や中学校の通学区域となっているほか、商業施設や大学の学生寮が近接しており、人や車両の通行量が多いため、当該店舗における一般出入口及び荷捌き専用出入口付近において、車が歩行者や自転車の通行を妨げないよう、通勤通学時など混雑する時間帯においても警備員を配置するなど、歩行者等の通行の安全確保に努めること。

2 騒音の発生に係る事項

(一) 空調機室外機・冷凍機室外機の圧縮機及び送風機の原因機の定格出力が七・五キロワット以上の場合、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要となるため、事前に所要の届出を行うこと。

なお、当該機器の設置がある場合には規制基準が適用となるが、「十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠」において夜間における騒音レベルの最大値が規制基準を超過しているため、届出対象となる機器の有無を早急に確認し、該当がある場合にはなんらかの防音措置を講ずるなど、規制基準を遵守すること。

(二) 事業場設置等にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業または福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。

3 廃棄物に係る事項

(一) 店舗運営で発生する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、適正に処理するとともに、可能な限り減量化及びリサイクルに努めること。

また、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第七項及び第十二条第六項に基づく委託基準に従うとともに、産業廃棄物を委託業者に引き渡す際には法第十二条の三に基づき、産業廃棄物管理票を交付し、交付した産業廃棄物管理票の写しは交付した日から五年間保存すること。

(二) 産業廃棄物を保管する際には、法第十二条第二項に規定する産業廃棄物保管基準に従うこと。また、一般廃棄物についても、これに準じ、適正に保管すること。

なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設で保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分した上で保管すること。

(三) 保管施設において、悪臭が発生しないよう留意するとともに、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。

(四) 市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び容器包装プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。

4 その他

(一) 立地場所が河川洪水に係る浸水想定区域であることや、建物が二階建てであり近隣に適当な垂直避難場所もないことから、災害発生時における来客の避難誘導

体制に万全を期すこと。

(二) 事業場設置等にあたり、土地の形質変更の面積が三千平方メートル以上となる場合は、土地の形質の変更に着手する三十日前までに土壤汚染対策法第四条第一項に基づく届出を行うこと。

(三) 空調機室外機・冷凍機室外機の圧縮機の原動機の定格出力が七・五キロワット以上の場合、「振動規制法」に基づく届出が必要となるため、事前に所要の届出を行うとともに、設置後、敷地境界において規制基準を遵守すること。

(四) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十一月十日から同年十二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六十一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十一月十日から同年十二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合ふくしまいずみ店 福島県福島市森合字清水七
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和五年十一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所
喜多方市高郷町磐見字三ッ合甲一九八五、字深山甲一九八四の一、字冷田沢甲一九八六、字塔ノ岩甲一九九九、甲二〇〇一から甲二〇〇五まで、字横沼甲一四の二から甲一四の四まで、甲一四の七

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和五年十一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町西小川字豊田二六、字神明下四の一、五の一、五の二、六の二、小川町上平字中島六七の三

二 保安林として指定された目的
水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平下片寄字沼ノ作六〇、八一、八三から八六まで、八九、九三、九四、九五の一、九六から九八まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(イ) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平下平窪字山根一〇、一二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(イ) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字横川六七の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(イ) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町中寺字関所五五の一、五五の三、五五の四、字館下九四、一四四、一四七、一七二から一七四まで、一七五の一から一七五の一七まで、一七五の二八、一七五の五七、一七五の六〇、一七五の六二、一七五の六四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(イ) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町合戸字仁井宿三三一の一から三三一の三まで、三三一の五、三三一の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 六一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町中寺字二反田六四の一、六五の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第六百九十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系新川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和五年十一月十日
- 三 廃川敷地等の位置 上流端 いわき市内郷御台境町自在町八番地の一地先
下流端 同 市内郷御台境町自在町十八番地の十四地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 百九十九・九平方メートル

(河川計画課)

公 告**公告第220号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年11月10日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか16施設で使用する電気 予定数量4,080,264kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和6年3月1日午前0時から令和7年2月28日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎（福島県福島市杉妻町5番75号）ほか16施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和3年3月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年12月4日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和5年11月10日(金)から同年12月4日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年11月17日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和5年12月22日(金)午前10時
 - (2) 場所 自治会館5階 502会議室(福島県福島市中町8番2号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年12月21日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural East Wing and 16 other facilities: Planned annual power consumption: 4,080,264kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 22 December 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 21 December 2023
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第221号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるリアルタイム線量測定システム（25式）更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年11月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
リアルタイム線量測定システム（25式）更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年9月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
74,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項各号列記以外の部分（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）該当

(原子力安全対策課放射線監視室)